

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 期末手当の額の定めの変更

期末手当の額の決定方法のうち、これまで県職員の例により定めていたものについて、条例で直接に規定を行うこととした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。